

クリーニング所の施設基準

A クリーニング所

◎施設全体

- 1 クリーニング所は、クリーニング営業用の施設以外の施設と壁、ガラス戸、板戸等で明確に区画し、クリーニング営業以外の用途に用いないこと
- 2 クリーニング所における洗濯物の受渡し場、洗濯場および仕上場は、それぞれが区分されていること
- 3 流水式の手洗い設備を設けること
- 4 天井は塵埃の落ちない構造とすること
- 5 採光、照明および換気が十分な構造設備とすること
 - ・窓はおおむね床面積の1/5以上
 - ・受渡し場、染み抜き場および仕上場の作業面の照度は300Lux以上であること
- 6 クリーニング所の周囲は、排水が良く清掃しやすい構造であること
- 7 テトラクロロエチレンを取り扱う場所の床面には、不浸透性材料を用い、ひび割れ等による漏出を防ぐこと

◎洗い場

- 1 洗い場の面積は13㎡以上とすること
- 2 洗い場については、床が不浸透性で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること
不浸透性 … コンクリート、タイル等、汚水が浸透しないモノ
- 3 洗い場側壁の床から1mの部分はコンクリート、その他の耐水材料を使用すること
- 4 業務用の機械として、洗濯機および脱水機をそれぞれ1台以上備えること
- 5 テトラクロロエチレンを使用するドライ機には、廃液処理装置を設置する。
- 6 テトラクロロエチレンを使用するドライ機の処理能力の合計が30kg以上のクリーニング所には、溶剤蒸気回収装置を設置すること
- 7 洗濯機は、受渡場および仕上げ場と隔離等により区分されていることが望ましい
- 8 水洗いによる洗濯物の処理を行うクリーニング所の床面は、容易に排水ができるよう適当な勾配を有し、排水口が設けられていること。排水設備には、阻集器を設けることが望ましい
- 9 洗濯物を適正に処理できる業務用設備として、乾燥機、プレス機および給湯設備等を備えることが望ましい
- 10 ドライクリーニング処理を行うクリーニング所には、局所排気装置などの換気設備を適正な位置に設け、悪臭等による周辺への影響についても十分配慮すること
気化溶剤を回収するための有機溶剤回収装置を備えることが望ましい
- 11 作業場内には、染み抜きを行う場所を設け、適当な位置に機械的換気設備を設けることが望ましい

◎仕上場

- 1 仕上場の面積は13㎡以上とすること
- 2 洗濯物の仕上げのときに行う霧吹きは、噴霧器を使用すること
- 3 仕上場には、洗濯物の仕上げを行うための専用の作業台を設けること

◎受渡場

- 1 受渡場には、取扱数量に応じた適当な広さの受渡台を備えること

B 取次所

◎施設全体

- 1 クリーニング所は、クリーニング営業用の施設以外の施設と壁、ガラス戸、板戸等で明確に区画し、クリーニング営業以外の用途に用いないこと
- 2 天井は塵埃の落ちない構造とすること
- 3 クリーニング所の周囲は、排水が良く清掃しやすい構造であること